

議員提出議案第5号

ギャンブル依存症対策を求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成29年2月14日

大阪市会議長 木下 誠 様

提出者

瀬戸 一正	山中 智子	井上 浩	江川 繁
寺戸 月美	尾上 康雄	岩崎 けんた	こはら 孝志
小川 陽太			

(別紙)

平成29年2月 日

衆議院議長	参議院議長
内閣総理大臣	総務大臣
文部科学大臣	厚生労働大臣
農林水産大臣	経済産業大臣
国土交通大臣	内閣官房長官
国家公安委員会委員長	内閣府特命担当大臣
内閣府特命担当大臣	(金融)
(消費者及び食品安全)	

各あて

大阪市会議長 木下 誠

ギャンブル依存症対策を求める意見書

2016年12月15日の衆議院本会議において、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律、いわゆるカジノ解禁推進法が可決された。

刑法で禁じられた賭博を合法化し、民間事業者が営利目的で賭博場を開く民営賭博を認める極めて重大なものであり、ギャンブル依存症が疑われる成人が推計536万人いると厚労省が指摘する深刻な状況をさらに拡大するものである。

政府は「カジノを機に包括的なギャンブル依存症対策を行う」としているが、すでに日本の病的賭博患者の比率は、国際的なカジノが存在する国や地域と比較しても際立って高くなっており、形ばかりの「対策」をカジノ合法化の方便に使うことはあまりにも無責任である。

ギャンブル依存症は長く個人の道徳性や自己責任の問題として捉えられてきた。競馬や競輪など6種の公営賭博の主催者である農水省、経産省などの中央省庁が公営賭博でギャンブル依存症が生じている事実を認めず、パチンコ・パチスロの大きな権益を握る警察庁も「のめり込みがあることは承知している」と言うのみである。

今必要なことは、パチンコも含めて、現にある賭博の是非について国民的な議論をおこすことであり、病的賭博患者の治療と社会復帰を促すことである。

よって国におかれては、カジノ合法化のためではなく、独自にギャンブル依存症対策を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。